

## 5 浴槽等の構造の基準（山形県旅館業法施行条例別表第1）

---

1. 浴槽及び洗場は、衛生上支障がないよう清掃が容易に行える構造であり、かつ、浴槽は、洗場から汚水が流入しない構造であり、共同の入浴設備にあっては、洗場に隣接して脱衣室を有し、その境には、戸が設置されていること。
2. 浴室は、十分な数の水栓を有すること。
3. 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）又は原水（原湯の原料となる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）として使用する場合は、当該湯水が規則で定める水質の基準に適合していること。
4. 循環ろ過装置（浴槽水をろ過器を通して浄化した後浴槽に戻す装置をいう。以下同じ。）は、次の要件を満たす構造であること。
  - (1) ろ過器は、十分なろ過能力を有し、そのろ材の十分な洗浄又は交換が行えるものであること。
  - (2) 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に集毛器（浴槽水の中の毛髪その他これに類するものを取り除くための装置をいう。以下同じ。）が設置されていること。
  - (3) 浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口が設置されていること。

5. 回収槽（浴槽からあふれた湯水を回収する槽をいう。）内の湯水を浴用に使用しない構造であること。
6. 貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）、配管その他浴槽に附属する設備は、土ぼこり、汚水その他これらに類するものが入らない構造であること。
7. 浴槽に気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、当該浴槽は、その浴槽水を毎日完全に換水するのに支障がない構造であること。
8. 打たせ湯及びシャワーは、浴槽水を使用しない構造であること。
9. 気泡発生装置等は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
10. 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の浴槽水が内湯の浴槽水に混じることのない構造であること。

## 6 浴槽等の衛生措置の基準（山形県旅館業法施行 条例別表第2）

---

※ 入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽水を取り替えることのできるものを除く。

1. 浴槽水については、規則で定める水質の基準に適合するように水質の管理を行うこと。

- 2.** 規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行い、その結果を検査の日から 3 年間保管するとともに、前項の水質の基準に適合しなかった場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。
- 3.** 貯湯槽については、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を定期的に行うこと。
- 4.** 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、ろ過した湯水又は原湯を十分に供給することにより清浄に保つこと。
- 5.** 浴槽については、毎日（循環ろ過装置を設置している浴槽にあっては、1 週間に 1 回以上）、浴槽水を完全に排出した上、清掃を行うこと。
- 6.** ろ過器のろ材は、1 週間に 1 回以上、十分に洗浄し、又は交換して汚れを排出すること。
- 7.** ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管については、適切な方法により生物膜の除去及び消毒を行うこと。
- 8.** 浴槽に循環ろ過装置を設置している場合その他規則で定める場合にあっては、浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒した上、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を定期的に測定し、当該遊離残留塩素濃度を規則で定める基準に適合するようにするとともに、その測定結果は、検査の日から 3 年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質により塩素系薬剤が使用できない場合その他規則で定める場合であって、知事が適當と認める衛生措置を行う場合は、この限りでない。
- 9.** 浴槽水の消毒を行う装置の維持管理を適切に行うこと。
- 10.** 集毛器は、毎日清掃すること。

- 11.** 浴槽水が換水してから 1 日以上使用したものである場合にあっては、気泡発生装置等を使用しないこと。
- 12.** 公衆衛生上入浴者が守るべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- 13.** 衛生管理に関する作業書及び点検表を作成し、当該作業書に基づき点検を実施するとともに、点検表を点検の日から 3 年間保管すること。
- 14.** 営業者又は従業者のうちから衛生管理に係る責任者を定めること。

## 7 水道水以外の湯水等を使用する場合の当該湯水の水質基準

※ 知事が特に認める場合を除く。

○ 【山形県旅館業法施行細則別表第 1】

項目	基 準	水質検査の方法
色度	5 度以下であること。	比色法又は透過光測定法

		比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
濁度	2 度以下であること。	
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	ガラス電極法又は比色法
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量が 1 リットル中 3.0 ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が 1 リットル中 10 ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと。 (100ml 中 10cfu 未満)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

## 8 浴槽水の基準

- 【山形県旅館業法施行細則別表第 2】

項目	基 準	水質検査の方法
レジオネラ属菌	検出されないこと。 (100ml 中 10cfu 未満)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

## 9 浴槽水の水質検査の頻度

---

浴 槽 の 形 態	検 査 頻 度
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たに営業を開始した場合</li> <li>• 循環ろ過装置を設置している浴槽を新たに設置した場合</li> <li>• 既存の浴槽に新たに循環ろ過装置を設置した場合</li> </ul>	<p>浴槽の使用を開始した日から 1箇月以内に 1回以上</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環ろ過器を設置していない浴槽</li> <li>毎日完全に換水している浴槽</li> </ul>		1年に1回以上
消毒方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環ろ過器を設置している浴槽の浴槽水で1日以上使用しているもの</li> </ul>	塩素系薬剤	1年に2回以上
		塩素系薬剤以外	1年に4回以上

## ○ 遊離残留塩素濃度の基準を適用しき得る場合

- 次の場合であって知事が適当と認める衛生措置を行う場合
- 水素イオン濃度（以下「pH値」という。）が高いこと、鉄、マンガン、硫化物等の物質を多く含むことその他の浴槽水の性質により塩素系薬剤による消毒の効果が著しく減弱される場合
  - 塩素系薬剤による消毒と同等の効果を有する他の殺菌方法を行う場合

## 10 届出義務（山形県旅館業法施行条例別表第2）

---

山形県旅館業法施行細則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、水質の基準（上記8）に適合しなかった場合には、速やかにその旨を知事（保健所）に届け出ること。

## 11 宿泊拒否の事由

---

旅館業の営業者は、次のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒むことはできません。

- 1.宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- 2.宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- 3.宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
- 4.宿泊施設に余裕がないとき。
- 5.宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合。

◆旅館業法の研修ツールについて（厚生労働省ホームページ）（外部サイトへリンク）

## 12 相談窓口

地域名	郵便番号・住所／担当保健所・担当部署	電話	ファックス
村山地区 (山形市除く)	990-0031 山形市十日町 1-6-6 村山保健所生活衛生課営業衛生担当	023-627-11 86	023-627-11 07
最上地区	996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上保健所保健企画課生活衛生室	0233-29-12 61	0233-22-20 25
置賜地区	992-0012 米沢市金池 7-1-50 置賜保健所生活衛生課営業衛生担当	0238-22-38 73	0238-22-38 50
庄内地区	997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 庄内保健所生活衛生課営業衛生担当	0235-66-56 66	0235-66-54 86

山形市の担当部署

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 4 階

山形市保健所生活衛生課営業衛生担当 電話：023-616-7281

◆◆[他の相談窓口（厚生労働省ホームページ）（外部サイトへリンク）](#)